

事 務 連 絡

令和元年 5 月 13 日

施術所 各位

栃木県国民健康保険団体連合会

元号の変更に伴うはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費支給申請書の請求の取扱いについて

平素は本会の業務処理にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、元号の変更につきましては、平成 31 年 4 月 1 日に新元号を「令和」に改める政令が公布され、5 月 1 日施行と定められたところです。

これに伴い、標記療養費支給申請書の請求について、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1. はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費支給申請書の請求に係る事項

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費支給申請書において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

保険者支援課 保険者支援担当

TEL : 028-622-7752